

EUにおける食品ラベル表示に関する規制

2014年3月

ジェトロ・ブリュッセル事務所

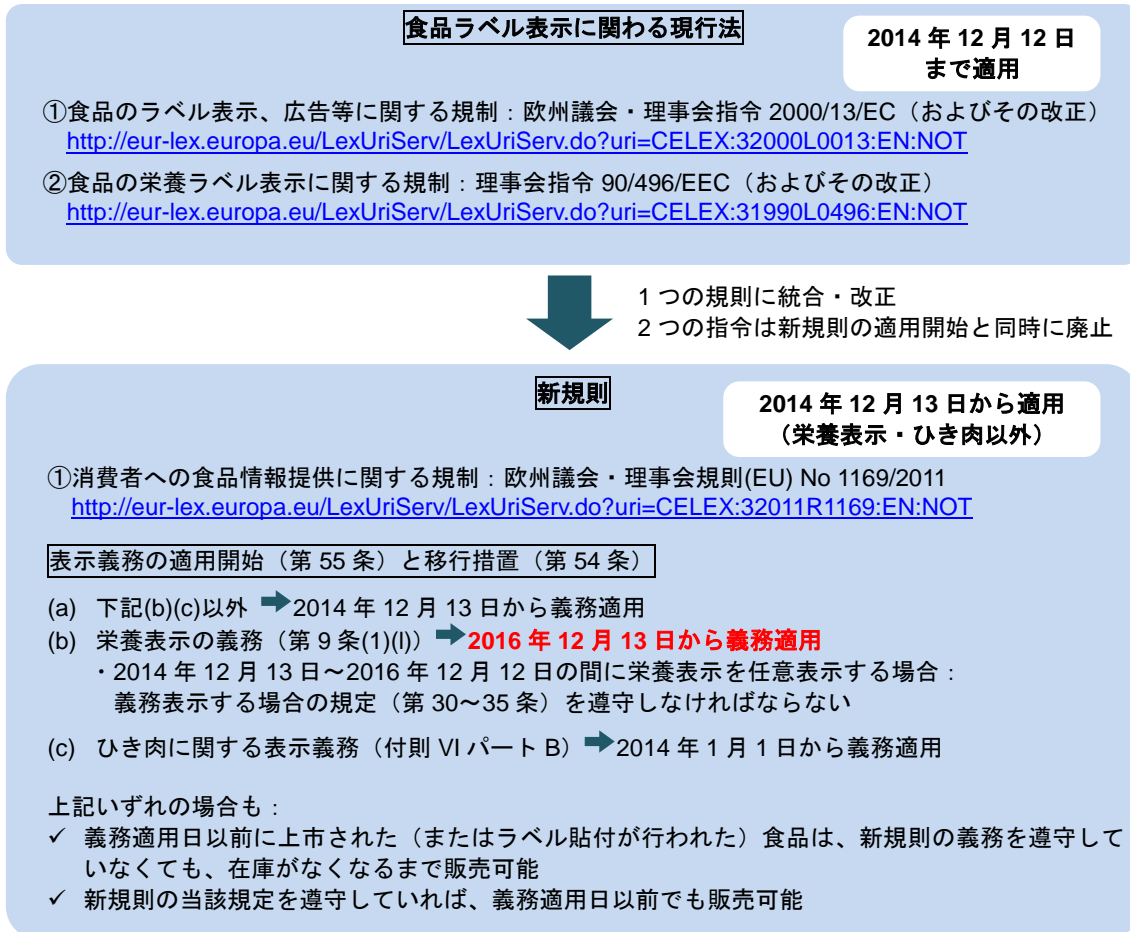
【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

1. 食品ラベル表示に関わる主な EU 法の概要.....	1
2. 表示義務項目.....	2
3. 品名.....	3
4. 事業者の名称・住所.....	4
5. 成分リスト.....	4
6. アレルゲン表示.....	5
7. 栄養表示・カロリー表示.....	6
8. 賞味期限・消費期限.....	11
9. 容量の表記方法／内容量についての誤差の許容範囲.....	13
10. 表示場所、文字サイズ、表示言語.....	14
11. 在欧日本食材卸事業者へのインタビュー ～新食品ラベル表示規則への対応について、課題や取組みを聞く～	17

1. 食品ラベル表示に関わる主な EU 法の概要

EU における食品ラベル表示規制は、最終消費者向け食品のラベル表示と広告について規定している指令および栄養ラベル表示に関する指令の一部の規定が改正され、新たに 2014 年 12 月 13 日から「消費者への食品情報提供に関する規則」が施行される¹。これらは、ケータリング向けの食品も対象となっている。



EU への食品輸入におけるラベル表示は、EU 市場で流通し消費者に販売される時点から輸入者もしくは販売者の義務となる。規則(EU) No 1169/2011 では、食品ラベル表示に関する責任の所在は、ラベルに表示されている販売者（販売者が EU 域内事業者でない場合は輸入業者）にあることを明記した。販売者ないし輸入業者がラベル表示規則やこれに関する加盟国の国内法の遵守を確保しなければならない。（第 8 条）

¹ 指令 2000/13/EC 発効後の改正を組み込んだ統合版（2011 年 1 月 20 日付け規則(EC) No 596/2009 による改正までを含む）

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2000L0013:20110120:EN:PDF>
指令 90/496/EEC 発効後の改正を組み込んだ統合版（2008 年 12 月 11 日発行。2008 年 10 月 20 日付けの規則(EC) No 1137/2008 による改正までを含む）

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1990L0496:20081211:EN:PDF>

2. 表示義務項目

規則(EU) No 1169/2011 で定められている、表示義務のある一般的な項目および特定のケースは下記のとおりである。同規則では、アレルギー表示（後述 6. 参照）が強化され、栄養表示（後述 7. 参照）が新たに表示義務の必須項目に加えられた。

また、特定のタイプ／カテゴリーの食品に対して、追加の必須項目と表示方法が付則 III に規定された。追加必須項目を任意で表示する場合も、消費者を惑わせることなく、正確な表示が求められ、表示義務項目に関する規定と栄養表示の要件を満たすことが義務付けられている。

規則(EU) No 1169/2011					
一般的な表示義務項目と表示義務の免除					
同規則で新たに義務 (l) ・強化 (c) された表示項目					
一般的な表示義務項目 第 9 条(1)	詳細参照	特定の場合の表示義務項目 第 16 条			
		(1) 再利用される ガラスびん	(2) 包装・容器の 最大表面部が 10cm ² 未満	(3) 付則 V に掲載 される食品 ^{*1}	(4) アルコール強 度 1.2%超の 飲料
a) 販売製品の名称（品名）	→3.	●	●	●	●
b) 成分リスト	→5.		▲ ^{**2}	●	
c) アレルギー・不耐性を引き起こす物質・製品	→6.	●	●	●	●
d) 特定の成分（ないし成分カテゴリー）の分量	→5.			●	●
e) 食品の正味量		●	●	●	●
f) 賞味あるいは消費期限	→8.	●	●	●	●
g) 特別な保管条件や使用条件（特にある場合）				●	●
h) 製造者か包装者もしくは域内の販売者の名称・住所	→4.			●	●
i) 原産地または発送地（消費者が誤認する恐れがある場合）				●	●
j) 使用方法（記載がないと適切に使用できない場合）				●	●
k) 重量比で 1.2%超のアルコールを含む飲料のアルコール強度	→10.			●	●
l) 栄養表示／カロリー表示	→7.	●			

^{*1} 栄養表示の義務的要件を免除される食品（例えば、茶、添加物、単一原材料からなる未加工食品など）。他の EU 法で栄養表示を義務付けている場合を除く。
^{**2} 他の手段で情報を提示するか、消費者から要求があれば情報を提供することが認められている。他の EU 法で成分リストの表示のない栄養表示を義務付けている場合を除く。

追加的な表示義務がある食品

第 10 条・付則 III

- 特定タイプ／カテゴリーの食品

 1. ガス充填包装された食品
 2. 甘味料を含む食品
 3. グリチルリチン酸（またはそのアンモニウム塩）を含む食品
 4. 高カフェイン含有飲料またはカフェイン添加食品
 5. フィトステロール類、フィトステロールエステル類、フィトスタノール類、フィトスタノールエステル類を加えた食品および食品成分
 6. 冷凍肉、冷凍肉調整品、冷凍未加工水産物

表示任意項目

第 36 条

- 第 9・10 条の表示義務以外の項目を任意で表示する場合も下記を満たすこと：
 - ・ 表示義務項目と同じ詳細規定（第 17～28 条）
 - ・ 栄養表示の要件（第 29～35 条）
- 任意表示に関し規定が設けられる予定の項目：
 - a) アレルギーまたは不耐性を引き起こす特定の物質・製品の混入に関する情報
 - b) 食品のベジタリアンまたはビーガンへの適性に関する情報
 - c) 成人以外の特定母集団のビタミン・ミネラルの参考摂取量の提示

なお、規則(EU) No 1169/2011 による包装されていない食品（レストランやケータリングなど）の表示義務項目はアレルギーに関する表示（第9条(1)(c)）のみである。ただし、加盟国は、これ以外にも包装されていない食品の表示義務を独自に定めることが認められている（第44条）。

3. 品名

販売される食品の名称は下記の優先順位で提示する。規則(EU) No 1169/2011（第17条）では、従来の指令 2000/13/EC（第5条）とほぼ同様の規定が行われている。また、品名に含むか、添えなければならない表示事項が規則第17条(5)および付則 VI パート A に規定されている。

規則(EU) No 1169/2011

食品名称の優先順位

第17条(1)~(3)

- | | |
|---|--|
| <p>①法的名称：
EU ないし加盟国で定められている名称</p> <p>②慣用的名称（①がない場合）：
当該販売国で消費者に食品名称として受け入れられている名称。その名称以外に説明が不要なこと</p> <p>③記述名（①も②もない場合）：
食品を形容した説明的な名称。製品の本質が消費者に分かり混同しやすい他の製品と区別できること。必要に応じ用途も表示</p> | <p>■製品を製造する加盟国における名称の他加盟国における使用：</p> <p>✓原則、製造国での名称で他の加盟国で販売可</p> <p>✓製品の本質が分かり、混同しやすい他の製品と区別できるよう、製品名の近くに説明的な情報を表示</p> <p>✓製造国と販売国の名称が大きく異なり、そのような措置では不十分でない場合は、製造国における名称を使えないことがある</p> |
|---|--|

規則(EU) No 1169/2011

品名に含むか、添える義務がある表示事項

第17条(5)・付則 VI パート A

1.	食品の物理的状態や特定の処理方法に関する情報が省略すると購入者を迷わせる場合	「粉末」「再冷凍」「フリーズドライ」「高速冷凍」「濃縮」「燻製」などの表示を含むか、添える
2.	冷凍された食品を解凍して販売する場合 (最終製品中に存在する成分、冷凍が製造過程に技術的に必要な食品、解凍しても食品の安全性または品質に影響がない食品を除く)	「解凍品 (defrosted)」との表示を添える
3.	電離放射線処理された照射食品	「照射された (irradiated)」または「電離放射線で処理された (treated with ionising radiation)」旨、あるいは指令 1999/2/EC に述べられているその他の表示を記載
4.	消費者が、通常、使用または含有されているだろうと考える成分・原材料を他の成分・原材料で代替している場合	代替成分・原材料名を成分リストとは別に、製品名の高さ [*] の75%以上の高さの文字サイズ(最低 1.2mm 以上)で製品名の近くに明確に表示
■肉製品・肉調製品・水産物：		
5.	製品と異なる動物由来のタンパク質（加水分解タンパク質など）を添加した場合	製品名に添加されたタンパク質とその由来を表示
6.	最終製品の重量の5%超の水分を添加した場合	製品名にその旨を含んで表示
7.	一塊でなく異なる断片を添加物や食品酵素など他の原材料を使って一つの製品にした場合	「再形成肉／魚 (formed meat/fish)」と表示

*付則 II に記載される「x の高さ」を指す (P. 15 参照)

4. 事業者の名称・住所

指令 2000/13/EC では、製造者か包装者、もしくは販売者の名称および住所を表示義務の必須項目の 1 つとして定めており、販売者は域内の事業者である必要があった。

規則(EU) No 1169/2011 では、食品事業者のラベル表示に関する責任の所在は、食品のラベルに表示されている販売者（販売者が EU 域内事業者でない場合は輸入業者）にあることを明記しており、販売者ないし輸入業者の名称および住所を表示義務の必須項目の 1 つとして定めている。

5. 成分リスト

指令 2000/13/EC および規則(EU) No 1169/2011 では、基本的にすべての成分をラベル表示することが義務付けられており、表示義務が免除されるのは、混合成分の構成比が最終製品の 2%に満たない場合のみである（添加物を除く）。新規則でも、すべての成分を重量順（降順）にラベル表示する原則は従来どおりである（第 18 条(1)）。

規則(EU) No 1169/2011 では、「成分」の定義が、「食品の製造・調製に使用される香料、食品添加物、食品酵素を含む物質ないし製品および複合成分のあらゆる構成物で、形態が変化したとしても最終製品に存在する物質」と明瞭化された（第 2 条(2)(f)）。

規則(EU) No 1169/2011		
成分表示に関する規定一覧		
規定内容	指令 2000/13/EC	規則(EU) No 1169/2011
✓ 成分表示が不要な食品のリスト → 本項参照	第 6 条(2)	第 19 条(1)
✓ アレルギーその他の不耐性を引き起こす成分のリスト → 次項 7. 参照	付則 IIIa	付則 II
✓ 特定の成分カテゴリーについて、重量順に表示する方法の詳細規定	第 7 条	付則 VII パート A
✓ カテゴリー名での表示が可能な成分 → 本項参照	付則 I	付則 VII パート B
✓ カテゴリー名の後に特定の名称または E 番号の表示が必要な特定成分	付則 II	付則 VII パート C
✓ 成分リスト中の香料の表示方法	付則 III	付則 VII パート D
✓ 成分の分量表示 → 本項参照	第 6 条(5)	第 18 条(1) 付則 VIII

成分表示が不要な食品は、生鮮果実および野菜、炭酸水、バター・チーズ・発酵乳・クリーム、単一原材料からなる食品、発酵酢などで、新規則でも基本的に従来と変わらない。

油脂や小麦粉など特定品目の名称ではなく、カテゴリー名での表示が可能な成分も規定されている。例えば、ショ糖はすべて「Sugar」として表示可能、魚やチーズが食品の一成成分として使用される場合は「Fish」「Cheese」として表示し、その種類の表示は不要である。

特定の成分（ないし成分カテゴリー）の分量の表示については、①成分が品名に表われている場合、②成分がラベル上で言葉・写真・図で強調されている場合、③成分がある食品を特徴づけ名称や見た目が類似する他の製品と区別するのに必須な場合、に必要となる。

6. アレルゲン表示

指令 2000/13/EC では、欧州議会・理事会指令 2003/89/EC の改正²により、アレルゲン物質は、カテゴリー名ではなく成分名での正確なラベル表示が義務付けられるようになった。例えば「植物油 (vegetable oil)」ではなく、「落花生油 (peanut oil)」と正確な成分名の記載が求められる。また、硫化物などのアレルゲン物質を含む場合があることから、アルコール飲料にもアレルゲン表示の義務が適用されている。

規則(EU) No 1169/2011 は、アレルゲン表示を以下の点で強化した。

- 表示義務項目に、アレルギーまたは不耐性を引き起こす物質・製品（付則 II に列挙される全 14 種類）またはこれらから派生した物質・製品の表示を明示（第 9 条(1)）

規則(EU) No 1169/2011

アレルギーまたは不耐性を引き起こす物質・製品（表示義務がある成分）

付則 II

- 下記を除くグルテンを含む穀物（小麦、大麦、オーツ麦など）および同製品
 - 小麦由来グルコースシロップ（ブドウ糖を含む）
 - 小麦由来マルトデキストリン
 - 大麦由来グルコースシロップ
 - アルコール留分（農業由来エチルアルコールを含む）の製造に使用される穀類
- 甲殻類および同製品
- 卵および同製品
- 下記を除く魚および同製品
 - ビタミンまたはカロテノイドの調製に担体として使用される魚ゼラチン
 - ビールおよびワインの清澄剤として使用される魚のゼラチンまたはアイシングラス
- ピーナッツおよび同製品
- 下記を除く大豆および同製品
 - 完全に精製された大豆油および脂肪
 - 天然混合トコフェロール（E306）、天然 D- α -トコフェロール、天然 D- α -酢酸トコフェロール、大豆由来の天然 D- α -コハク酸トコフェロール
 - 大豆フィトステロールおよびフィトステロールエステル由来の植物油
 - 大豆由来の植物油ステロールから製造された植物スタノールエステル
- 下記を除く牛乳・酪農製品（ラクトーゼを含む）
 - アルコール留出分（農業由来エチルアルコールを含む）の製造に使用される乳清
 - ラクチオール
- ナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ウォルナッツ、カシューナッツ、ピーカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオナッツ、マカデミアナッツ）およびその製品：
アルコール留出分（農業由来エチルアルコールを含む）の製造に使用されるナッツを除く
- セロリおよび同製品
- 辛子および同製品
- ゴマおよびその製品
- 濃度が 1 キロ/1 リットルあたり 10mg 超の二酸化硫黄または亜硫酸塩（SO₂）
- ルピナス（マメ科植物）および同製品
- 軟体動物および同製品

付則 II のリストは、指令 2000/13/EC のリスト（付則 IIIa）とは、言い回しが変わった程度で、基本的には同じ内容である。

- 成分リスト中におけるこれらの物質・製品の表示を、他の成分と明確に見分けがつく

² <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32003L0089:EN:NOT>

ように、フォントやスタイル、背景色などで強調表示すること（第 21 条(1)(b)）

- 包装されていない食品（レストランやケータリングなど）についても、アレルギー表示を義務付けている（第 44(1)(a)）。ただし情報伝達方法についてはメニューへの表示以外も認められる可能性あり（加盟国各国の判断。口頭などでの伝達も可となる可能性）

成分リスト中のアレルギーの強調表示の方法は食品事業者が決めることができるが、例えば、下記のような方法がある。併せて太字で強調した成分リストの例を示す。

アレルギーの強調方法の例	
太字	milk
斜体	<i>milk</i>
ハイライト	milk
背景対比色	milk
大文字	MILK
下線	<u>milk</u>

アレルギーを太字で強調した成分リストの例	
ドライフルーツ入りミューズリー（シリアル食品の一種）の例	
INGREDIENTS: Dried and sweetened dried fruit (30%) [sultanas, sweetened dried fruit (10%) (sugar, papaya, preservative: sulphur dioxide), raisins, sweetened dried pineapple (6%) (sugar, pineapple, citric acid, preservative: sulphur dioxide)], barley flakes, oat flakes, wheat flakes, toasted & malted wheat flakes (wheat , barley malt extract).	
この例では、アレルギー成分として、二酸化硫黄（sulphur dioxide）、大麦（barley）、オーツ麦（oat）、小麦（小麦）が含まれている。	

参考リンク	
■欧州委員会 食品ラベル表示規則に関するガイドライン	http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/nutritionlabel/guidance_tolerances_december_2012.pdf
■欧州委員会 アレルギー表記に関する非公式ガイドライン “Guidelines relating to Article 6 paragraph 10 of Directive 2000/13/EC as amended by Directive 2003/89/EC”	http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/foodlabelling/guidelines_6_10.pdf
■英国食品基準庁（Food Standard Agency） アレルギー表記に関するガイダンス 「Guidance on Allergen and Miscellaneous Labelling Provisions (March 2011)」	http://www.food.gov.uk/multimedia/pdfs/publication/allergenlabelguidance09.pdf

7. 栄養表示・カロリー表示

食品の健康・栄養表示の使用に関する統一ルールは現在、理事会指令 90/496/EEC（およ

びその改正) に定められているが、2014年12月13日以降は規則(EU) No 1169/2011の規定が適用される。指令 90/496/EEC では、製品の表示や広告で栄養を強調訴求する場合に栄養表示が義務となる以外は原則任意であった(第2条)のに対し、規則(EU) No 1169/2011では一部を除くすべての食品で栄養表示が義務付けられることとなった(第30条)。

現行指令 90/496/EEC では、栄養表示をする場合の方法や記載することのできる内容が細かく規定されている。

指令 90/496/EEC

栄養表示の表示方法に関する規定の主なポイント

第1、6~8条

- **栄養表示**：エネルギー量、たんぱく質、炭水化物、脂肪、食物繊維、ナトリウム、指令付則Iに記載されるビタミン・ミネラル類(第1条(4)(a))
- **表示方法・単位**：
 - ➡ エネルギー量および栄養素の含有量を以下の方法で表示(第6条)
 - ① 100gあたりまたは100mlあたり(表示単位は栄養素ごとに第6条(1)で規定)
 - ② 1食あたりないし個装あたりの情報は追加で表示可
 - ③ ビタミン・ミネラル類は含有量の推奨1日摂取量(RDA)に占める割合(%)についての情報も表示する(RDAのリストは付則に掲載)
 - ➡ 表形式で1カ所にまとめて表示。スペースがなければ行形式で横に続けて記載可(第7条)
- **包装されていない食品に対する表示**：
 - ➡ 包装済みでない食品(最終消費者向けおよび大規模ケータリング事業者向け)や、販売される際に購入者のリクエストで包装される食品などについては、その栄養情報の表示内容や伝達方法は加盟国の国内法で規定できる(第8条)

規則(EU) No 1169/2011において、栄養表示の義務がない食品は下記のとおりである。

規則(EU) No 1169/2011

栄養表示義務の対象外の食品

付則 V

- 1 単一の成分または単一の成分分類からなる未加工の食品
- 2 加工工程が熟成だけの加工製品で、単一の成分または単一の成分分類からなるもの
- 3 人の消費を目的とした水（添加した成分が二酸化炭素または香料だけの水も含む）
- 4 ハーブ、スパイス、またはこれらの混合物
- 5 塩および塩の代用品
- 6 卓上用甘味料
- 7 コーヒー抽出物やチコリ抽出物、コーヒー豆（挽いてあるもの・挽いてないもの）、カフェイン抜きコーヒー豆（挽いてあるもの・挽いてないもの）に関連した指令（1999/4/EC）の対象となる製品
- 8 ハーブ・果実の浸出液、茶、カフェイン抜きの茶、インスタント茶や溶解性の茶または茶抽出物（カフェイン抜きも含む）、いずれも添加した成分が茶の栄養価を変えない香料だけのもの
- 9 発酵酢や酢の代用品（添加成分が香料だけの酢も含む）
- 10 香料
- 11 食品添加物
- 12 加工助剤
- 13 食品酵素
- 14 ゼラチン
- 15 ジャムをゲル化するための化合物
- 16 イースト
- 17 チューインガム
- 18 最大表面積が 25 平方センチ未満の包装・容器に収められた食品
- 19 製造者から少量を直接に最終消費者、または最終消費者に直接提供する小売業者に供給する食品（手作り食品を含む）

新規則の表示方法は、下記のような規定が第 III 章セクション 3（第 29～35 条）に定められている。新規則では任意で表示する場合も表示義務のある場合と同様の方法で表示しなければならないことを定めている。

規則(EU) No 1169/2011

栄養表示の表示方法に関する規定

第 30 条

- 表示義務のあるもの： エネルギー量、脂肪、飽和脂肪、炭水化物、糖類、たんぱく質、塩分
- 任意表示できるもの： 一価不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、ポリオール（多価アルコール）、でんぷん、食物繊維、付則 XIII パート A に定められるビタミン・ミネラル類

第 32～33 条

■ 表示単位：

- ✓ 表示するすべての場合で 100g あたりまたは 100ml あたりの表示が必須（第 32 条(2)^{※1}）
 - ➡ エネルギー量の単位は kJ および kCal、栄養素の含有量は g、mg、μg（第 32 条(1)、付則 XV）
 - ➡ 1 食分または 1 消費単位あたりの追加表示も可（第 33 条(1)a^{※1}）
- ✓ ビタミン・ミネラル類を表示する場合、基準 1 日摂取量^{※2}（付則 XIII パート A に規定）に対するパーセンテージでの表示も必須（第 32 条(3)）
 - ➡ 1 食分または 1 消費単位あたりの追加表示も可（第 33 条(1)(b)^{※1}）
- ✓ 表示義務のあるものについては、基準 1 日摂取量^{※2}（付則 XIII パート B に規定）に対するパーセンテージの表示も追加で可（第 32 条(4)^{※1}）
 - ➡ 基準 1 日摂取量に追加またはその代わりとして、1 食分または 1 消費単位あたりの表示も可（第 33 条(1)(c)^{※1}）
- ✓ 1 食分または 1 消費単位あたりを追加表示する場合は、1 食分または 1 消費単位あたりの分量をラベル上に示すとともに、何食分・何消費単位分が包装中に含まれているかを明示（第 33 条(1)^{※1}）

第 30、34、35 条

■ 表示方法：

- ✓ 表示義務のあるエネルギー量・栄養素、任意表示の栄養素を、同じ視界に明確な形で表示（第 34 条(1)）
 - ➡ 付則 XV に定められる順番で表示（第 34 条(1)）
 - ➡ スペースがあれば表で示し、スペースがなければ羅列（第 34 条(2)）
- ✓ 包装済み製品のエネルギー量は、単独表示のほか、脂肪、飽和脂肪、糖類、塩分の含有量とともに包装前面に繰り返し表示も可（第 30 条(3)）
- ✓ 栄養表示義務のあるエネルギー量や栄養素がごくわずかな量の場合の表示方法（第 34 条(5)）：
 - ➡ 「ごくわずかの量の・・・を含有（Contains negligible amounts of...）」のように表示可
- ✓ 上記^{※1}印の項目については、一定条件のもとグラフやシンボル（赤青黄色の信号表示など）での追加表示も可（第 35 条） ➡ 下記参照

^{※2} Daily Reference Intakes (RI)。同規則においてビタミン・ミネラル類の RI は NRV (Nutrient Reference Values) で示されており、指令 90/496/EEC 付則 I の推奨 1 日摂取量 (RDA) に相当する。

栄養表示・カロリー表示を信号表示した例

Per 100g	Half a pack as sold provides				
Energy 1852kj 422kcal	Energy 1852kj 422kcal	Fat 20.4g	Saturates 11.6g	Sugars 6.7g	Salt 1.39g
RI	22%	22%	22%	7%	32%

製品 100 g あたりのエネルギー量と、半パックを 1 消費単位として摂取した場合のエネルギー量、脂肪、飽和脂肪、糖類、塩分の含有量およびこれらの基準 1 日摂取量 (RI) に対する割合を数値と赤青黄色の信号色で任意（追加）表示したものの。

下記には、表示義務である 100g あたりまたは 100ml あたり（表 2 列目）に加え、1 食または 1 消費単位あたり（同 3 列目）と 1 食あたりまたは 1 消費単位あたりの基準 1 日摂取

量に対するパーセンテージ（同 4 列目）を任意で併記する場合の表示例を示す。

栄養表示・カロリー表示の例

義務表示 任意表示 表示不可

規則(EU) No 1169/2011

第 30 条(1), (2) / 付則 XV 第 32 条(1), (2) 第 33 条(1) 第 32 条(4), (5)

	Per 100g (/Per 100ml)	Per Portion (/Per Unit)	% Reference Intake* Per portion (/Per unit)
Energy	... kJ / ... kcal	... kJ / ... kcal	... %
Fat	... g	... g	... %
Of which:			
• Saturates	... g	... g	... %
• Mono-unsaturates	... g ¹	... g	
• Polyunsaturates	... g ¹	... g	
Carbohydrate	... g	... g	... %
Of which:			
• Sugars	... g	... g	... %
• Polyols	... g ¹	... g	
• Starch	... g ¹	... g	
Fibre	... g ¹	... g	
Protein	... g	... g	... %
Salt	... g	... g	... %
	Per 100g (/Per 100ml) and % NRVs	Per Portion (/Per Unit) and % NRVs	% Reference Intake (NRV) per 100g
vitamins and minerals	... µg ...%	... µg ...%	... %
vitamins and minerals	... µg ...%	... µg ...%	... %

* Reference intake of an average adult (8,400 kJ / 2,000 kcal)

出所："Guidance on the Provision of Food Information to Consumers, Regulation (EU) No. 1169/2011 (P.25, P.39)", EuroCommerce/FoodDrinkEuropa (September 2013)をベースに作成

補足情報：エネルギー値の算出方法について

エネルギー値の算出方法については、EU 規則 1169/2011 の第 31 条 4 で規定されているように、(a)メーカー側での検査分析による算出、(b)使用されている原料の知られているあるいは実際の平均エネルギー値から算出、(c)一般的に確立されており受けいられているデータから算出、が認められている。

欧州委員会の健康消費者保護総局の担当官によると、上記(c)に該当する、文部科学省発表の「五訂増補日本食品標準成分表」をエネルギー値を算出するために活用することが可能。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingji/gijiyutu/gijiyutu3/toushin/05031802.htm

8. 賞味期限・消費期限

次の食品については賞味期限の表示は不要である。

賞味期限の表示が不要な食品		
	指令 2000/13/EC 第9条(5)	規則(EU) No 1169/2011 付則 X(1)(d)
✓ 生鮮果実、野菜	●	●
✓ ワインおよびリキュールワイン、発泡性ワイン等	●	●
✓ アルコール強度 10%以上の飲料	●	●
✓ ケータリング向けで、5リットル以上の清涼飲料、果汁、果肉飲料、アルコール飲料	●	
✓ 通常、製造後 24 時間以内に消費されるパン、ペーストリー	●	●
✓ 酢	●	●
✓ 料理用塩	●	●
✓ 固体の砂糖	●	●
✓ 内容物のほとんどが香料入りか着色された砂糖のみの菓子製品	●	●
✓ チューインガム	●	●
✓ 個装のアイスクリーム	●	

規則(EU) No 1169/2011 では、賞味期限・消費期限の表示は基本的に指令 2000/13/EC の内容と大きく変わらないが、新規則でも個装されている食品の消費期限の表示と、冷凍された肉・肉調製品および水産物（未加工品）の冷凍日の表示が新たに加えられた。

規則(EU) No 1169/2011

賞味期限・消費期限の表記

第9条(1)(f)、第24条、付則X

同規則で新たに義務付けられた表示項目

■賞味期限

- ✓ 期限に日まで示される場合 → 「・・・以前が最良」(Best before～)
- ✓ その他(月・年)の場合 → 「・・・までおいしく食べられます」(Best before end～)
- ✓ 「・・・」の部分に日付を記入するか、日付が記載されている位置を提示
- ✓ 表示された期間中の賞味を維持するために必要な場合、その保存条件を記載
- ✓ 日付は、日、月、年の順番で符号化せずに表示
 - 賞味期限が3カ月未満の場合、日および月の表示のみでも可
 - 3カ月以上～18カ月未満の場合、月および年の表示のみでも可
 - 18カ月以上の場合、年の表示のみでも可

■消費(使用)期限

- ✓ 「使用期限」(Use by～)
 - 「使用期限」の後に、日付を記入するか、日付が記載されている位置を提示
 - 日付は、日、月、年の順番で符号化せずに表示(年の表示は絶対ではない)
- ✓ 非常に腐敗しやすく、短期間のうちに人体の健康に危険を及ぼす可能性のある食品：
賞味期限を「使用期限」(Use by～)に置き換え、続けて守るべき保存条件を記載
- ✓ 使用期限については、1食分ずつ個装されている製品：それぞれの個装に表示

■冷凍された肉・肉調製品および水産品(未加工品)

- ✓ 冷凍日(または最初に冷凍された日)を表示し、「冷凍日」(Frozen on～)の後に日、月、年の順番で符号化せずに表示

なお、製造日の表示は義務付けられていないが、任意で表示することは可能である。

9. 容量の表記方法／内容量についての誤差の許容範囲

食品の容量に関する表示は、以下の指令に定められている。

食品の容量・重量表示に関わる現行法

- ①重量・容量の単位に関する規制：理事会指令 80/181/EEC（およびその改正）
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31980L0181:EN:NOT>
 EU での円滑な流通のため、EU レベルでの重・容量の単位統一を規定
- ②包装済み製品の容量サイズを規定する欧州議会・理事会指令 2007/45/EC
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32007L0045:EN:NOT>
 ワインおよび蒸留酒を除くすべての包装済み製品で従来の容量サイズ規制を 2009 年 4 月に廃止
- ③包装済み製品の重量表示の統一および容量誤差の許容範囲に関する規制：理事会指令 76/211/EEC（およびその改正指令：1978/891/EEC、2007/45/EC）
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1976L0211:20090411:EN:PDF>
 容量・重量表示の統一に関し、その単位、文字の大きさなどを詳細に規定

指令 2007/45/EC は、一定の包装済み液体製品に表示する容量単位や文字サイズなど容量表示の統一に関する理事会指令 75/106/EEC を廃止するとともに、指令 76/211/EEC を改正し、同指令で液体も含む包装済み製品を対象とすることになった。容量規制が残る品目は、ワイン（非発泡性）、イエローワイン、発泡性ワイン、リキュールワイン、混成ワイン、蒸留酒で、詳細は同指令の付則に規定されている。

また、包装済み製品の容量誤差の許容範囲（容器に記載された名目容量と実質容量の誤差）については、理事会指令 76/211/EEC により規定されている。

容量・重量の表示方法

理事会指令 76/211/EEC

- ✓ 原則、液体製品は名目容量、その他の製品は名目重量で表示
- ✓ 単位に「キログラム」、「グラム」、「リットル」、「センチリットル」、「ミリリットル」を使用
- ✓ 文字の大きさは重量に応じ表示

名目重量	名目容量	文字の高さ
50g 以下	5cl 以下	2mm 以上
50g 超 200g まで	5cl 超 20cl まで	3mm 以上
200g 超 1,000g まで	20cl 超 100cl まで	4mm 以上
1,000g 超	100cl 超	6mm 以上

- ✓ 加盟国独自の単位表示（英帝国単位）も表示可能：国際度量衡局が定める SI 単位を併記（文字は SI 単位より小さいことが条件）
- ✓ 製品容量の本指令準拠を示す「e」マークを高さ 3mm で目に付くところに表示（e マークの書式は指令 71/316/EEC の付則 II セクション 3 に規定）

包装済み製品の容量誤差の

許容範囲

理事会指令 76/211/EEC 付則 I-2.4.*

名目表示量 g または ml	許容範囲 (表示容量より少ない場合)	
	表示量に対する%	g または ml
5 ~ 50	9	—
50 ~ 100	—	4.5
100 ~ 200	4.5	—
200 ~ 300	—	9
300 ~ 500	3	—
500 ~ 1,000	—	15
1,000 ~ 10,000	1.5	—

*指令 78/891/EEC による改正

ワイン・蒸留酒の容量サイズ規制

指令 2007/45/EC 付則

非発泡性ワイン (CN コード ex 2204) 容量 100～1,500ml の間で右の 8 種類のみ	100ml 187ml 250ml 375ml 500ml 750ml 1,000ml 1,500ml	発泡性ワイン (CN コード 2204 10) 容量 125～1,500ml の間で右の 5 種類のみ	125ml 200ml 375ml 750ml 1,500ml	蒸留酒 (CN コード 2208) 容量 100～2,000ml の間で右の 9 種類のみ	100ml 200ml 375ml 500ml 700ml 1,000ml 1,500ml 1,750ml 2,000ml
イエローワイン (CN コード ex 2204 のうち原産地呼称が以下のもの： ・ Côtes du Jura ・ Arbois ・ L'Etoile ・ Château-Chalon) 容量 100～1,500ml の間で右の 1 種類のみ	620ml	リキュールワイン (CN コード 2204 21 - 2204 29) 容量 100～1,500ml の間で右の 7 種類のみ	100ml 200ml 375ml 500ml 750ml 1,000ml 1,500ml	混成ワイン (CN コード 2205) 容量 100～1,500ml の間で右の 7 種類のみ	100ml 200ml 375ml 500ml 750ml 1,000ml 1,500ml

酒類の詳細定義はそれぞれ下記で行われている。

- ・ 非発泡性ワイン： [理事会規則\(EC\) No 1493/1999](#) 第 1 条(2)(b)
- ・ イエローワイン： [理事会規則\(EC\) No 1493/1999](#) 第 1 条(2)(b)および [欧州委員会規則\(EC\) No 753/2002](#) 付則 I(3)
- ・ 発泡性ワイン： [理事会規則\(EC\) No 1493/1999](#) 第 1 条(2)(b)および付則 I(15)、(16)、(17)、(18)
- ・ リキュールワイン： [理事会規則\(EC\) No 1493/1999](#) 第 1 条(2)(b)および付則 I(14)
- ・ 蒸留酒： [理事会規則\(EEC\) No 1576/89](#) 第 1 条(2)
- ・ 混成ワイン： [理事会規則\(EEC\) No 1601/91](#) 第 2 条(1)(a)

参考リンク

■ 欧州委員会 包装済み製品の容量サイズに関するページ

<http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/legal-metrology-and-prepack/documents/pack-sizes/>

10. 表示場所、文字サイズ、表示言語

指令 2000/13/EC では、ラベル表示の文字サイズについては具体的な規定がないが、ラベル表示を明瞭で分かりやすくするため、規則(EU) No 1169/2011 では表示義務のある食品情報について文字サイズの最低値が規定された。表示方法と表示場所に関する重要な変更点としては、規則(EU) No 1169/2011 では、賞味期限または消費期限は、品名、正味量、アルコール強度と同じ視界に入るように表示する必要がなくなる点がある。

表示義務項目の表示方法と表示場所に関する規定の主なポイント

ポイント		指令 2000/13/EC	規則(EU) No 1169/2011
理解しやすさ	✓ 消費者に理解しやすい	第 13 条(2)	第 7 条(2)
見やすさ・読みやすさ	✓ 下記のような方法で目立つ場所に表示 <ul style="list-style-type: none"> • 見やすい • はっきり読める • 消えないような方法で表示（適切な場合） • 表示項目が他の記載物や絵などで隠れたり、不明瞭になったり中断されたりしない 	第 13 条(2)	第 13 条(1)
文字サイズ	✓ 「x の高さ」が 1.2mm 以上 → 後述参照	—	第 13 条(2)・(3)
包装済み食品への表示義務項目の表示場所	✓ 包装・容器に直接表示 ないし ✓ 包装・容器に貼付されたラベル上に表示	第 13 条(1)(a)	第 12 条(2)
一部の表示義務項目の表示場所	✓ 下記項目を同じ視界に入るように表示 <ul style="list-style-type: none"> • 品名 • 正味量（包装済み食品の場合）飲料のアルコール強度（重量比で 1.2% 超の場合） • 賞味期限または消費期限 	第 13 条(3)	第 13 条(5)
<ul style="list-style-type: none"> • 最終消費者向け製品で、最終消費者に販売される前段階の販売であり、かつその段階で大規模ケータリング業者^{※1}への販売は関係しない場合 • 大規模ケータリング業者向け（調製、加工、分割、切り分けを行うために供給する場合） 	✓ 表示義務項目をラベル上に示す必要はなく、商業文書上にすべてのラベル情報を提示可 ✓ 提示の時点は商品発送時・発送前・発送後のいずれでも可 ✓ 下記項目は外装にも表示 <ul style="list-style-type: none"> • 品名 • 賞味期限または消費期限 • 事業者（製造、包装ないし販売事業者）の名称・住所 • 特別な保管条件や使用条件 	第 13 条(1)(b)・(c)	第 8 条(7)(a)・(b)
	✓ 加盟国が独自に包装されていない食品の表示義務を規定できる ^{※2}	—	—
包装されていない食品への表示義務項目の表示場所	✓ 加盟国が独自に包装されていない食品の表示義務を規定できる ^{※2}	第 13 条(4)	第 12 条(5)

※1 レストラン、病院、食堂など

※2 規則(EU) No 1169/2011 では、アレルギー・不耐性を引き起こす物質・製品については、包装されていない食品にも表示する義務がある。

規則(EU) No 1169/2011 で新たに規定された文字サイズの最低値に関する規定は下記のとおりで、付則 IV に文字サイズの高さが図示されている。

表示義務のある食品情報の文字サイズの規定

規則(EU) No 1169/2011 第 13 条(2)・(3)、付則 IV、付則 VI パート A 4(b)



- ✓ 「x の高さ」の文字の高さ（図中の 6）を 1.2mm 以上とする
- ✓ 包装・容器の最大表面部が 80cm² 未満の場合、文字サイズ（図中の 7）は 0.9mm 以上とする
- ✓ 消費者が、通常、使用または含有されているであろうと考える成分・原材料を他の成分・原材料で代替している場合（その成分・原材料名を成分リストとは別に表示）、代替成分・原材料の「x の高さ」を品名の「x の高さ」の 75%以上（1.2mm 以上）とし、品名の近くに表示
- ✓ 任意表示項目やその他の法令で規定される表示項目（ロット番号など）には適用されない

なお、食品ラベルの言語は、当該製品の販売国における公用語の使用が必須だが、EU の公用語であれば複数の記載が可能である。2014 年 3 月時点で、加盟 28 カ国で 24 の EU 公用語がある³。この規定は規則(EU) No 1169/2011 の適用開始後も、特に変更はない。

参考リンク

- 欧州委員会 食品ラベル表示に関するページ
http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/foodlabelling/index_en.htm
- 欧州委員会 規則(EU) No 1169/2011 に関する Q&A 解説
http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/foodlabelling/docs/qanda_application_reg1169-2011_en.pdf
- EuroCommerce/FoodDrinkEuropa 規則(EU) No 1169/2011 に関するガイダンス
"Guidance on the Provision of Food Information to Consumers, Regulation (EU) No. 1169/2011 ", (September 2013)
http://www.fooddrinkeurope.eu/uploads/publications_documents/FDE_Guidance_WEB.pdf

³ ブルガリア語、クロアチア語、スペイン語、チェコ語、デンマーク語、ドイツ語（ドイツおよびオーストリア）、エストニア語、ギリシャ語（ギリシャおよびキプロス）、英語、フランス語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、ハンガリー語、マルタ語、オランダ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、フィンランド語、スウェーデン語。ベルギーではドイツ語・フランス語・オランダ語が、ルクセンブルクではドイツ語・フランス語・ルクセンブルク語が公用語とされている。

http://ec.europa.eu/languages/policy/language-policy/official_languages_en.htm

11. 在欧日本食材卸事業者へのインタビュー

～新食品ラベル表示規則への対応について、課題や取組みを聞く～

(ジェットロ情報誌 Food & Agriculture より)

EUにおける食品ラベル表示規則は、従来の「[食品ラベル指令](#)」および「[栄養ラベル表示に関する指令](#)」が一部改正され、2014年12月13日から新たに「[消費者への食品情報の提供に関する規則 \(1169/2011\)](#)」が施行される。同規則では、栄養表示の義務化（16年12月13日から適用）やアレルギー表示の強化が規定されたため、食品事業者は準備が必要だ。在欧日本食材卸事業者5社に同規則の課題と取組みを聞いた。

■着々と準備を進める日本食材卸

「消費者への食品情報の提供に関する規則」（以下、新食品ラベル表示規則）の主な改正点は、(1)栄養表示の義務化、(2)表示方法の規定（文字サイズの最低値を導入）、(3)包装済食品におけるアレルギー強調表示の義務化、(4)レストランやケータリングなどの包装されていない食品におけるアレルギー表示の義務化、(5)原産国表示の対象を豚肉、羊肉、山羊肉、家禽類の肉に拡大、(6)食品ラベル表示に関する責任の所在の明示（ラベルに表示されている販売者に責任の所在があるとし、販売者がEU域内事業者でない場合は輸入業者に責任の所在がある）などがある。上記のうち、(1) 栄養表示の義務化は16年12月13日から適用されるが、(2)～(6)は14年12月13日からの適用となる。

在欧日本食材卸事業者によると、日本の輸出事業者が食品ラベルを自ら作成するケースと、輸入業者の方で作成するケースとに分かれた。

新食品ラベル表示規則に適合するラベルの作成を決めている事業者は、既に作業を開始しており、対応の目途が立っているところが多かった。社内で新ラベル対応の担当者を指名し、準備のために相当な時間を費やしている事業者が多いようだ。

新食品ラベル表示規則では、販売者がEU域内事業者でない場合は輸入業者に責任があることが明示されたため、各社ともに表示義務項目について念入りに情報収集を行っている模様だ。

在英日本食材卸A社は、新食品ラベル表示規則に適合するためのラベル作成は、基本的には輸出者側が対応するが、対応の目途がない食品については自社で対応するという。社内では月に1回ミーティングを開き、進捗を確認しながら準備を進めている。16年12月から義務化される栄養表示の項目も含め、14年12月までの準備完了を目指している。

同じく在英日本食材卸B社は、現在、栄養表示の情報を収集しているところで、順調に準備に取り組んでいる。

在英日本食材卸C社は、新ラベルに対応するための新しいラベルプリンターが必要ではないかという議論の最中であるとし、投資コストを不安視する。

在仏日本食材卸D社は、新ラベル作成は主に輸出事業者側で対応するとし、北米向けの栄養表示に対応したラベルがあるので、EU向けに調整可能であればさほど対応は難しくな

いだろうと推察している。14年中ごろから新しいラベルでの対応を目指す。

同じく在仏日本食材卸 E 社は、実際にラベルを貼るのはサプライヤーであるが、食品ごとのラベルのテンプレート作成を社内で進めている。モデルとなるテンプレートを輸入業者側で作成し、各サプライヤーに提供することでサプライヤーが容易に対応でき、負担軽減に繋がるという。

■栄養表示の義務化で各社対応に迫られる

新食品ラベル表示規則の大きな変更点は、エネルギー量と栄養素（脂質、飽和脂肪酸、炭水化物、たんぱく質、糖質、塩分の各量）を示す栄養表示の義務化が16年12月13日から適用されることである。

多くの卸事業者は、エネルギー量と栄養素の情報収集に取り組んでおり、その過程で課題を抱えている。

栄養表示について、在仏日本食材卸 D 社は、米国向けラベルでは「1食当たり」の栄養素とエネルギー量を明記しなければならないのに対し、EU向けでは「100グラム当たり」で明記する規定があり、異なる基準が企業にとって負担になっていると指摘する。

在仏日本食材卸 E 社は、栄養表示の義務項目を記載することでラベルサイズが必然的に大きくなってしまふ（現行サイズよりも2~3倍の大きさになることもありうる）とし、ラベルを貼る場所や、商品の見栄えについて懸念を示している。

■アレルギー、栄養素、エネルギー量のデータ入手が困難な場合も

多くの食品卸事業者は、アレルギー、栄養素、エネルギー量などのデータをメーカー側から入手するのが困難との課題を挙げた。

具体的には、在英の日本食材卸によると、アミノ酸は日本では「アミノ酸等」とひとまとめで表示されることが多いが、EUの食品ラベル表示規則では、添加物の具体的な物質名称を一つずつ表示しなければならない。また、最終製品の重量の2%以上になる成分については、含有量順に表示する必要がある。このため、含有量を確認する必要があるが、メーカーによっては企業秘密とし、開示しない場合もあるようだ。加えて、タンパク質、脂質などの栄養表示も含有量順に記載しなくてはならないため、米国向けのラベルをそのまま流用することはできないと指摘する。

また、アレルギー表示については、アレルギー物質・製品の表示を、他の成分と明確に見分けがつくように、フォントやスタイル、背景色などで強調表示をすることが規定された。

ある在英日本食材卸は、下線や太文字などの強調表示を検討しているが、現行のラベルシステムでは対応できないため、対応するためのプログラム開発や新しいプリンターの手配などでコスト負担が見込まれると想定する。

エネルギー量については、ある業者からは、メーカー側から情報が得られない場合は、自社で計算できるようなソフトウェアがあれば便利との声もあった。

特定成分の分量表示については、(1) 成分が品名に表れている場合、(2) 成分がラベル上で言葉、写真、図で強調されている場合、(3) 成分がある食品を特徴付け、名称や見た目が類似する他の製品と区別するのに必須な場合に必要となる。特定成分の分量表示については、従来の指令でも規定されている。

ある業者は、茶そばや甘酢生姜は、成分が品名に表れていることから、茶や生姜の分量（構成比）をメーカーから入手するのが困難だったようだ。

■ レストランやケータリングの食品についてもアレルギー表示を義務化

新食品ラベル表示規則では、包装されていない食品（レストランやケータリングなど）についてもアレルギー表示を義務付けている。このため、レストランやケータリング事業者はアレルギー表示の対応をしなければならないが、その表示手法については EU 規則には明確な規定がなく、各国の国内法で定められることになる（第 44 条）。このため、準備に着手できない業者が多いようだ。在欧食品調査会社によると、メニューに表示する方法以外（口頭など）でも認められる可能性もあるという見方を示している。

栄養表示の義務化をはじめとして、包装済食品を対象としたアレルギー表示の強化や、包装されていない食品（レストランやケータリング）を対象としたアレルギー表示の義務化などもあり、各社は取り組みに追われている。レストランやケータリングの食品についてのアレルギー表示の手法などは明確になっていないこともあり、十分な対応が整うまで時間を要するだろう。

こうしたラベル表示規則の対応を踏まえて、欧州への輸出拡大には、現地輸入業者の努力のみならず、日本側の食品メーカーも、求められる情報を開示するなどの積極的な対応が必要となる。

EU における食品ラベル表示に関する規制

(ブリュッセル)

発行 2014 年 3 月

発行所 日本貿易振興機構 (ジェトロ)

農林水産・食品部 農林水産・食品調査課

東京都港区赤坂 1-12-32

電話 03 (3582) 5186

©JETRO (無断転載を禁じます)